



学習指導要領（平成27年3月一部改正）対応

「教え育てる道徳教育」

平成27年3月27日に学校教育法施行規則の一部が改正され、「道徳」が「特別の教科である道徳」とされるとともに、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が一部改正されました（以下「一部改正学習指導要領」という）。小学校及び特別支援学校小学部では平成30年度から、中学校及び特別支援学校中学部では平成31年度から全面实施されます。

一部改正学習指導要領の具体的なポイントとしては、「検定教科書の導入」、「内容の改善」、「指導方法の工夫」、「評価の改善」等が挙げられています。これらのことにより、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図ることとされています。このことは、道徳教育の大きな転換であるものの、一部改正学習指導要領には、これまでの道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は、今後も引き継がれることが明記されました。

そこで、本県では、引き続き「教え育てる道徳教育」を推進することとし、各種指導資料を一部改正学習指導要領の趣旨に照らして見直しました。本冊子には、変更したページを掲載しましたので、これまでに配布した各種指導資料と併せて御活用ください。

今回見直した「教え育てる道徳教育」指導資料

とちぎの子どもたちへの教え～人として、してはならないこと、すべきこと～
【リーフレット（平成24年1月）】



道徳教育を進めるに当たって、重点化を図った指導が重要であると考え、学習指導要領の各学年段階での配慮すべき重点を踏まえて作成したものです。

今回、一部改正学習指導要領の第1章第4の3（2）に示された指導内容の重点化等を踏まえて見直し、学年段階ごとに五つずつの指導事項を示しました。〔本冊子 p.4〕

なお、「とちぎの子どもたちへの教え」として示した指導事項と内容項目との関連表も作成しましたので、御活用ください。〔本冊子 p.5〕

とちぎの子どもたちへの教え【指導事例集（平成25年3月）】

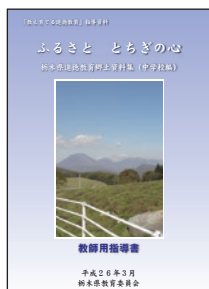
上記リーフレット「とちぎの子どもたちへの教え」の学年段階ごとに五つずつ示した指導事項に関して、授業中や日常的な学校生活の場面での具体的な指導事例を掲載しています。

今回、一部改正学習指導要領の趣旨に合わせて「教え育てる道徳教育」の説明を一部修正しました。〔本冊子 p.p.2-3〕

他のページについては、あらゆる教育活動を通して行う道徳教育の理解を深めるために、これまで通り校内研修等で御活用ください。



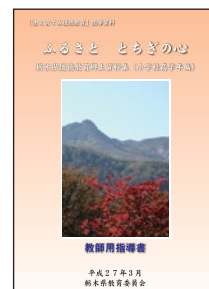
ふるさと とちぎの心（栃木県道徳教育郷土資料集 教師用指導書） 【中学校編（平成26年3月）、小学校高学年編（平成27年3月）】



本県に関わりの深い人物の思いや生き方、自然や伝統文化のすばらしさについて子どもたちに考えさせることを通して、豊かな心を育み、自分が暮らす郷土に誇りを持てるようにと願って作成した、道徳の授業で活用いただく読み物教材です。

一部改正学習指導要領における「内容の改善」及び「とちぎの子どもたちへの教え」の指導事項の変更に伴い、「教師用指導書」の目次を修正しました。〔本冊子 p.p.6-7〕

なお、各読み物教材に対する「ねらい」や「展開（指導方法）」については、新たな内容項目等に合わせて変更するなどして、御活用ください。



平成29年2月
栃木県教育委員会

まず、「『とちぎの子どもたちへの教え』指導事例集（平成25年3月）」の2～3ページに掲載している「教え育てる道徳教育」についての概念図や説明を見直しました。

主な変更点は、あらゆる教育活動を通して、児童生徒が自らの判断により、進んで適切な実践ができるようにすることと、「特別の教科 道徳」を中心として、道徳的価値について自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多面的・多角的に考え、自分の考えを深めていくことが大切であることを示した点になります。

「教え育てる道徳教育」について

【本県が推進する「教え育てる道徳教育」とは】

人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育むために、「教えること」と「育てること」をともに大切にしながら、互いに関連付けて指導する教育活動のことです。

「教え育てる道徳教育」概念図

人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。

教える

日常的な生活場面を含む
あらゆる教育活動を通して

自らの判断により、適切な行為を選択し、実践できるように道徳的価値を意識させながら繰り返し指導します。



関連
付け

育てる

「特別の教科 道徳」を
中心として

道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方や人間としての生き方についての考えを深めさせます。

とちぎの子どもたちへの教え

～人として、してはならないこと、すべきこと～

「教えること」・「育てること」、共に大切！
互いに関連付けて子どもたちの道徳性を育みましょう！

「教えること」と「育てること」について

本県では、「教え育てる道徳教育」を推進するに当たり、重点化を図った指導が重要であると考え、一部改正学習指導要領に示された指導内容の重点化等を踏まえて、「とちぎの子どもたちへの教え」を示しています。〔本冊子p.4〕

この「とちぎの子どもたちへの教え」を踏まえて、日常的な生活場面を含むあらゆる教育活動を通して、「人として、してはならないこと、すべきこと」について子どもたちが理解し、自らの判断により、適切な行為を選択できるように指導していきます（「教えること」）。また、「特別の教科 道徳」では、「とちぎの子どもたちへの教え」の各指導事項との関連を十分に図った上で、道徳的諸価値について考えさせたり、話し合わせたりしながら、子どもたち一人一人の考えを深めていきます（「育てること」）。

さらに、子どもたち一人一人の道徳性を育むためには、この「教えること」と「育てること」を互いに関連付けて指導することが重要です。例えば、「特別の教科 道徳」で深めた道徳的価値を生かす指導を実践したり、あらゆる教育活動における指導場면을「特別の教科 道徳」の時間に想起させたりすることが考えられます。

例：「異なる立場を大切にする」の関連で「友人への悪口」の指導

教えること

悪口をやめさせる指導



悪口を言うのはやめなさい。
・悪口を言うことは、よいことなのですか？（善悪の判断）
・言われた人は、どんな気持ちになりますか？（思いやり）

育てること

内面的資質の育成



「悪口を言わない」ということにつながる道徳的価値
・善悪の判断 ・思いやり
・友情 ・寛容 ・公德心 等



【日常的な生活場面を含む あらゆる教育活動を通して】

悪口を言っている場面を見逃さず、道徳的価値と関連させながら指導することで、子ども自らが判断し、悪口を言わないようにしていきます。

機会を逃さず、その場で指導することが重要です。

【「特別の教科 道徳」を中心として】

「善悪の判断」や「思いやり」、「友情」などの道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、友達の多様な考え方や感じ方に触れさせることで、自分の考えを深めさせながら、内面的資質を育てます。

計画的、発展的に指導することが重要です。

こちらは、「『とちぎの子どもたちへの教え～人として、してはならないこと、すべきこと～』リーフレット（平成24年1月）」を見直したものです。一部改正学習指導要領第1章第4の3（2）及び一部改正学習指導要領解説総則編第3章第6節の2を踏まえ、各学年段階・学校段階の下の枠囲いの中は、一部改正学習指導要領第1章第4の3（2）に示されている文章です。児童生徒の発達段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、各学校で指導内容の重点化を図る際の参考にしてください。

学習指導要領（H27）対応

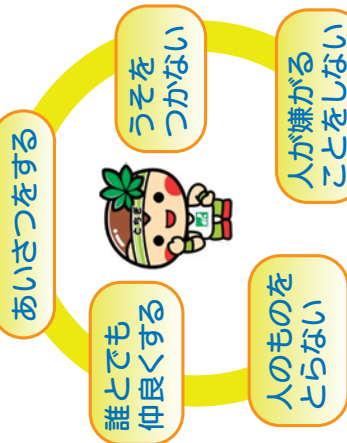
とちぎの子どもたちへの教え
～人として、してはならないこと、すべきこと～

○小学校学習指導要領には、各学年を通じて「自立心や自律性」、「生命を尊重する心」、「他者を思いやる心」を育てることに留意するように示されています。

小学校

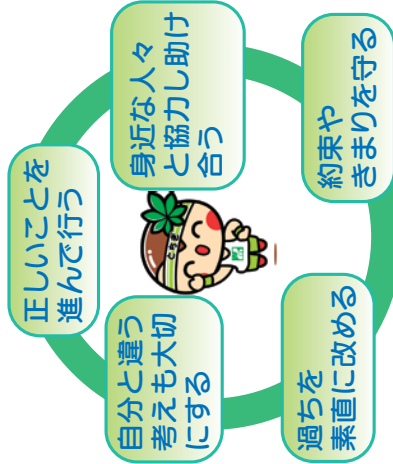
第1学年及び第2学年

挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。



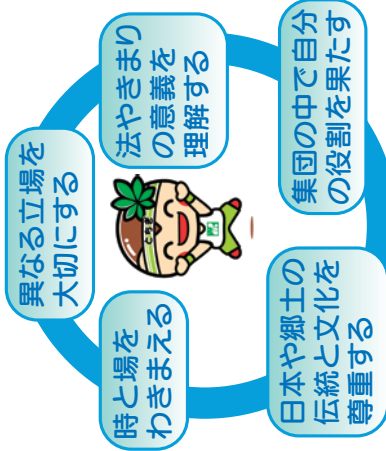
第3学年及び第4学年

善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。



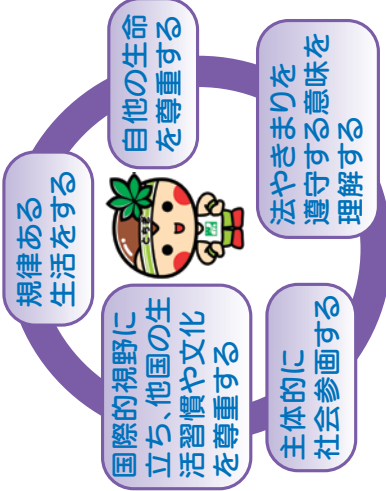
第5学年及び第6学年

相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、郷土を愛すること。



中学校

自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること。



【推進に当たっての留意点】

- 各学校では、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮し、適宜、事項を追加するなどして指導を行う。
- 学校生活全体で、機会を捉えて教える。
- 「分かっているはず」と思い込まない。
- 学校全体で共通理解を図り、同一歩調を進める。
- 家庭や地域社会への協力を呼びかける。

「とちぎの子どもたちへの教え」と内容項目との関連表

「とちぎの子どもたちへの教え」は、一部改正学習指導要領に示された指導内容の重点化に加えて、「いじめの防止等の観点から追加された内容項目〔表中（※）〕」を踏まえています。この関連表を参考にして、学校の実情や児童生徒の実態等に合わせて、指導内容の重点化を図るなど自校化する際に御活用ください。

学年等	とちぎの子どもたちへの教え	関連する主な内容項目	
小 学 校	第一学年・第二学年	あいさつをする	B 礼儀
		うそをつかない	A 正直、誠実
		人が嫌がることをしない	A 善悪の判断、自律、自由と責任 B 親切、思いやり
		人のものをとらない	A 善悪の判断、自律、自由と責任 C 規則の尊重
		誰とでも仲良くする（※）	B 友情、信頼 C 公正、公平、社会正義（※）
	第三学年・第四学年	正しいことを進んで行う	A 善悪の判断、自律、自由と責任
		身近な人々と協力し助け合う	B 友情、信頼 C 家族愛、家庭生活の充実
		約束やきまりを守る	C 規則の尊重
		過ちを素直に改める	A 正直、誠実
		自分と違う考えも大切にする（※）	B 相互理解、寛容（※）
	第五学年・第六学年	異なる立場を大切にする	B 親切、思いやり B 相互理解、寛容
		法やきまりの意義を理解する	C 規則の尊重
		集団の中で自分の役割を果たす	C よりよい学校生活、集団生活の充実
		日本や郷土の伝統と文化を尊重する	C 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度 C 国際理解、国際親善
		時と場をわきまえる	B 礼儀
中 学 校	規律ある生活をする	A 自主、自律、自由と責任 A 節度、節制	
	自他の生命を尊重する	D 生命の尊さ	
	法やきまりを遵守する意味を理解する	C 遵法精神、公德心	
	主体的に社会参画する	C 社会参画、公共の精神	
	国際的視野に立ち、他国の生活習慣や文化を尊重する	C 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度 C 国際理解、国際貢献	

『ふるさと とちぎの心（栃木県道徳教育郷土資料集）教師用指導書』小学校高学年編（平成27年3月）、中学校編（平成26年3月）の目次です。「道徳の内容項目」と「とちぎの子どもたちへの教えとの関連」の欄を修正しました。

「特別の教科 道徳」では、教科書を主たる教材として使用することになります。しかし、学習指導要領解説 特別の教科 道徳編の第4章第4節1（2）に、「道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要」となるとあります。郷土の特色が生かせる教材は、児童生徒にとって特に身近なものに感じられ、教材に親しみながら、ねらいとする道徳的価値について考えを深めることができるので、地域教材の開発や活用にも努めることが望ましいとされています。

「ふるさと とちぎの心」小学校高学年編

	資料名	道徳の内容項目	とちぎの子どもたちへの教えとの関連	頁
1	いちご 一筋 仁井田一郎	A 希望と勇気、努力と強い意志		1
2	よみがえった法隆寺の壁画 －荒井寛方－	A 希望と勇気、努力と強い意志		3
3	いつでもどこでも	B 礼儀	時と場をわきまえる	5
4	心に灯をともした鉢の木 －鉢の木物語－	B 親切、思いやり	異なる立場を大切にする	7
5	はが路100km徒歩の旅	B 友情、信頼		9
6	ポイ捨てされたゴミ	C 規則の尊重	法やきまりの意義を理解する	11
7	もう一つのワールドカップを知って	C 公正、公平、社会正義		13
8	お囃子会での活動を通して	C よりよい学校生活、集団生活の充実	集団の中で自分の役割を果たす	15
9	須賀神社の落ち葉はき	C よりよい学校生活、集団生活の充実	集団の中で自分の役割を果たす	17
10	わたしの生きがい	C 勤労、公共の精神		19
11	いつもふわふわ魔法のパン	C 勤労、公共の精神		21
12	明と祭り	C 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	日本や郷土の伝統と文化を尊重する	23

※ 網掛けは「とちぎの子どもたちへの教え」の指導事項と関連した資料です。

そこで、本県では、「ふるさと とちぎの心（栃木県道徳教育郷土資料集）」を活用し、本県の児童生徒が栃木県に関わりの深い人物の思いや生き方、自然や伝統文化のすばらしさについて考えることで、豊かな心を育むとともに、自分自身、家族、そして自分たちの住む地域に誇りを持てるようになって考えています。

今後も「とちぎの子どもたちへの教え」との関連を図り、指導方法を工夫しながら、「特別の教科 道徳」の授業で御活用ください。

「ふるさと とちぎの心」中学校編

	資料名	道徳の内容項目	とちぎの子どもたちへの教えとの関連	頁
1	大いちょうへの思い 希望のあさがおへと続く	A 希望と勇気、克己と強い意志		1
2	日光の絵師・塗氏 吉原昭夫（雅号 北宰）	A 希望と勇気、克己と強い意志		3
3	オリンピックへの道	A 希望と勇気、克己と強い意志		5
4	生きがい －水害からの再出発－	A 希望と勇気、克己と強い意志		7
5	心をかたちに	B 礼儀		9
6	十七才のキミへ	B 友情、信頼		11
7	「三、一一震災」を経験して	B 思いやり、感謝		13
8	生命の輝き	D 生命の尊さ	自他の生命を尊重する	15
9	三個の小石 －僕の田中正造研究－	D よりよく生きる喜び		17
10	那珂川とともに	C 遵法精神、公德心	法やきまりを遵守する意味を理解する	19
11	この子たちに輝く場を	C 社会参画、公共の精神	主体的に社会参画する	21
12	コタンの高橋医師	C 公正、公平、社会正義		23
13	「茂中の森」の下草刈り	C よりよい学校生活、集団生活の充実		25
14	あるサッカー選手の決断	C よりよい学校生活、集団生活の充実		27
15	ねずみ観音の思い出	C 家族愛、家族生活の充実		29

※ 網掛けは「とちぎの子どもたちへの教え」の指導事項と関連した資料です。



学習指導要領の一部改正の経緯と要点

ここでは、学習指導要領の一部改正の経緯と要点をまとめました。これまでの道徳教育が引き継がれるところもたくさんありますので、これまでとの違いを踏まえて、改訂の趣旨を御確認ください。

また、「教え育てる道徳教育」の変更点について、「とちまるくん」のイラスト付きの枠で示しています。関連についても、併せて御確認ください。

1 改訂までの経緯

- 平成25年 2月 教育再生実行会議
「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」
- 12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告
- 平成26年 2月 中央教育審議会に諮問「道徳に係る教育課程の改善等について」
- 10月 中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」
- 平成27年 3月 「一部改正学習指導要領」の告示
- 平成27年 7月 「一部改正学習指導要領解説」の公表

2 改善の方向性

今回の改訂に当たって、

- これまでの「道徳の時間」に関して、次のような課題が指摘されました。
 - ・「道徳の時間」は、各教科に比べ軽視されがちである。
 - ・読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導がみられる。
 - ・発達の段階などを十分に踏まえず、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業がみられる。
- いじめの問題等に対応するためにも、教科化し、人間性に深く迫る道徳教育を実施できるようにする必要があるとされました。

改善の方向性

- ①「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として位置付けること
- ②目標を明確で理解しやすいものに改善すること
- ③道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」の目標の関係を明確にすること
- ④道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善すること
- ⑤多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善すること
- ⑥「特別の教科 道徳」に検定教科書を導入すること
- ⑦一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実すること

3 一部改正学習指導要領の具体的なポイント

- 「特別の教科 道徳」に検定教科書を導入
- 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握

「考え、議論する道徳」への転換により児童生徒の道徳性を育む。

4 改訂の概要

(1) 目標

「道徳教育」と「特別の教科 道徳」の目標が「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ものであると統一されました。その上で、各々の役割と関連性を明確にするため、「特別の教科 道徳」の目標については、「道徳性を養う」ための学習活動が具体的に示されました。

また、よりよく生きていくための資質・能力を培うという趣旨を明確化するため、従来の「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度」を包括していた「道徳的实践力」という言葉を使わず、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」を使うこととされました。

道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己（※1）の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

※1：中学校は「人間として」

「特別の教科 道徳」の目標

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（※2）多面的・多角的に考え、自己（※3）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※2：中学校は「広い視野から」を追記 ※3：中学校は「人間として」



- 道徳教育で養う道徳性は、「自己（人間として）の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤」となるものであることが道徳教育の目標に明記されました。そこで、「教え育てる道徳教育」における「教える」場面でも、最終的なねらいは「指導を通じてそれらの意義を理解し、自らの判断により、進んで適切な実践ができるような道徳性を養うこと」であることを示しました。また、「特別の教科 道徳」の目標に学習活動が具体化して示されたことから、「育てる」場面では「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える」ことを加えました。

(2) 内容

- ①内容項目のまとまりを示していた視点の順序が、児童生徒にとっての対象の広がりによって改められました。

四つの視点

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

- ②小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「善悪の判断、自律、自由と責任」などの言葉が付されました。
- ③「いじめの防止」等の観点から小学校で新たに加わった内容項目があります。

小学校第1学年及び第2学年

- A 個性の伸長 「自分の特徴に気付くこと。」
- C 公正、公平、社会正義 「自分の好き嫌いにとらわれなくて接すること。」
- C 国際理解、国際親善 「他国の人々や文化に親しむこと。」

小学校第3学年及び第4学年

- B 相互理解、寛容 「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。」
- C 公正、公平、社会正義 「誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。」

小学校第5学年及び第6学年

- D よりよく生きる喜び 「よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること。」

- ④内容項目の表現が改められたり、内容項目が分割、統合されたりしたものがあるため、内容項目数に変更になった学校段階・学年段階があります。

各学年段階における内容項目数

学年段階・学校段階	A	B	C	D	合計
小学校第1学年及び第2学年	5	4	7	3	19
小学校第3学年及び第4学年	5	5	7	3	20
小学校第5学年及び第6学年	6	5	7	4	22
中学校	5	4	9	4	22



- 今回の一部改正学習指導要領において「いじめの防止」の観点から追加された内容項目のうち、第1・2学年の「自分の好き嫌いにとらわれなくて接すること。」を踏まえて「誰とでも仲良くする」を、第3・4学年の「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。」を踏まえて「自分と違う考えも大切にすること」を、新たに「とちぎの子どもたちへの教え」の指導事項としました。
- 「ふるさと とちぎの心(栃木県道徳教育郷土資料集) 教師用指導書」の目次にある「関連する内容項目」について、一部改正学習指導要領の示し方に合わせました。また、『「とちぎの子どもたちへの教え」と内容項目との関連表」を新たに作成しました。

(3) 多様な指導方法

道徳教育の質的転換のために、「特別の教科 道徳」において、質の高い多様な指導方法が求められています。「特別の教科 道徳」の特質を生かした指導方法の工夫例が「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」等から示されました。

読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習

教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通し、道徳的諸価値の理解を深めることについて効果的な指導方法である。登場人物に自分を投影して、その判断や心情を考えることにより、道徳的価値の理解を深めることができる。

問題解決的な学習

児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道徳的諸価値に関わる問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うことができる。

道徳的価値を実現することのよさは理解できるものの、人間としての弱さがあり、実現することが難しい場面について話し合う。

答えが一つではなく正解が存在しないような相反する道徳的価値について、どちらか一方の選択を求められる場面を取り上げて話し合う。

道徳的行為に関する体験的な学習

役割演技などの体験的な学習を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することにより、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うことができる。

実際に挨拶や丁寧な言葉遣いなど具体的な道徳的行為をして、礼儀のよさや作法の難しさを考える。

読み物教材に登場する人物等の言動を即興的に演技して考える役割演技など疑似体験的な表現活動を取り入れ、道徳的価値の意義などについて考えを深める。

ここに示した指導方法は例示であり、それぞれが独立した指導の「型」を示しているわけではありません。指導に当たっては、学習指導要領の趣旨をしっかりと把握し、学校の実情や児童生徒の実態を踏まえて、授業の主題やねらいに応じて工夫改良を加えながら適切な指導方法を選択することが重要になります。

(4) 「特別の教科 道徳」の評価

「特別の教科 道徳」の評価に関して、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があることが示されました。

- ・ 数値による評価ではなく、記述式とすること
- ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- ・ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて、認め励ます個人内評価として行うこと
- ・ 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- ・ 「特別の教科 道徳」の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ること

「特別の教科 道徳」では、子どもたちの道徳性や人間性を評価するということではありません。道徳の授業にも必ず「ねらい」があり、それに向かって、子どもたちがどのような学びをしたのかを見取っていくこととなります。

道徳教育の更なる充実に向けて

一部改正学習指導要領では、これまでの道徳教育が引き継がれる点もたくさんあります。「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこと、社会の要請や今日的課題について考慮しながら、学校の実情や児童生徒の実態等を踏まえてどのような内容を重点的に指導するかを各学校が決定すること等については、これまでと変わりません。

そこで、今回の改訂を機に、各学校の道徳教育を再確認し、更なる充実を図ることが重要です。

道徳教育の更なる充実に向けて - 学校で取り組むこと -

- ①学校の道徳教育の目標を明確にする。
- ②学校の重点内容項目を明確にする。
- ③重点内容項目に関わる具体的な指導の機会、時期を明確にする。
- ④学校の道徳教育の全体計画及び別葉を作成する。
- ⑤「特別の教科 道徳」の特質に応じた授業を確実に実施する。
- ⑥明確な指導観を持って授業を行い、児童生徒の学習状況を把握する。



○道徳教育を進める上で大切なことは、まず、各学校が学校の実情や児童生徒の実態等を踏まえて、どのような内容を重点的に指導するかを明確にすることです。そして、それに関わる内容項目については、年間の授業時数を多く取るなどの工夫をすることになります。「特別の教科 道徳」では、教科書を主たる教材とすることになりますが、指導の重点化を図るためには教科書以外の教材が必要になります。

そこで、栃木県教育委員会の『「教える道徳教育」指導資料』の一つである「ふるさととちぎの心（栃木県道徳教育郷土資料集）」、文部科学省の「読み物資料集」や「私たちの道徳」等を引き続き活用し、指導内容の重点化を図ることが重要です。

本冊子には、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえて変更した「教える道徳教育」指導資料と学習指導要領の一部改正の要点を掲載していますので、詳細については各学習指導要領の解説を御確認ください。また、文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨やねらい及び効果的な指導方法に関する事例等を掲載した「教師用資料の配布」と各学校で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信する機能を有した「アーカイブセンター構築」の準備を進めていますので、十分に活用し、道徳教育の充実に向けてください。

【参考資料】

- ・中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」（平成26年10月21日）
- ・文部科学省「小・中学校学習指導要領」（平成27年3月27日）
- ・文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実」（平成27年3月）
- ・文部科学省「小・中学校学習指導要領解説『総則編』『特別の教科道徳編』」（平成27年7月）
- ・道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議
『「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）」（平成28年7月22日）
- ・考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめ（平成28年8月26日）

【問い合わせ先】 栃木県教育委員会事務局学校教育課 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

【ホームページ】 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/gakkoukyouiku/shouchuu/doutoku.html>

【栃木県ホーム>栃木県教育委員会>学校教育>小・中学校>「教える道徳教育」指導資料】